

近畿大学における公的研究費の不正防止計画

「近畿大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」に基づいた具体的な実施内容
不正が発生しうる要因を考えそれに対する具体策

令和4年5月26日

機関内の責任体系の明確化

不正が発生しうる要因	具体的防止計画
<p>研究費の運営・管理に関する責任者とその役割、権限が明確ではない。</p> <p style="text-align: center;">【不正防止対策の基本方針 2-(2)-①】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑨】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>①最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、強力なリーダーシップの下、研究費不正の根絶に組織全体で取り組む。具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導し、その実施状況や効果等について議論を深める。</p> <p>②統括管理責任者は、コンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。</p> <p>③コンプライアンス推進責任者は、各部局の構成員に対して、コンプライアンス教育を実施する。また、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。</p> <p>④監事は、不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、理事会で意見を述べる。</p>

関係教職員に対しての実施

不正が発生しうる要因	具体的防止計画
<p>研究者に対して 使用ルールについての認識の甘さ、公的資金を使用するという責任の重さが研究者に浸透されていない。</p> <p style="text-align: center;">【不正防止対策の基本方針 2-(1)-①】 【不正防止対策の基本方針 2-(1)-②】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>①「確認書（誓約書）」の提出 ⇒税金を原資とした公的資金を使用する責任の重大さとそれらの使用に係る透明性を自覚させ意識向上を図る。 ⇒遵守事項等の意識付けを図る。</p>

<p>研究費の使用ルールとその運用が乖離する。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(2)-②】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-③】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑤】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑪】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>① 研究者に対しモニタリングなどの実施 ⇒経費の運営・管理執行について進捗状況の確認、実態把握に努める。</p> <p>②関係諸規程の見直し。 ⇒①の実施を踏まえ、実態とルールが乖離していないかを常に確認、必要に応じ新たに規程・ルールの改訂を行う。</p> <p>③関係事務職員からの確認（誓約）書提出 ⇒公的研究費の事務処理を行う事務職員に対して、税金を原資とした公的資金に携わる事を自覚させ、意識向上を図る。</p>
<p>使用ルールの誤った認識 どのような行為が不正に当たるのか、理解できていない。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(1)-②】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-④】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑤】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑥】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑧】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑪】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>① 教職員への研修会・説明会等の実施 ⇒研究者のみならず事務職員も対象に学内研修会及び担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修会を実施しルールの適正な理解及び周知徹底を図る。</p> <p>②学生等への説明会の実施 ⇒競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対して、競争的研究費のルールの説明及び不正防止のための啓発活動を行う。</p> <p>③研究者への理解度アンケートを実施する。</p> <p>④外部研修会等への参加 ⇒担当事務職員を積極的に各種研修会・説明会等へ参加させ、専門性の向上を図る。</p> <p>⑤研究費執行ガイドブックの作成 ⇒研究者及び担当事務職員へ処理執行の統一化を図る。（毎年度改訂）</p> <p>⑥相談窓口の明確化 ⇒「近畿大学における競争的研究費等の取扱に関する規程」にも相談窓口を明記し、競争的研究費の事務処理手続きに関する相談・照会に即応できるようにし、誤った運用を事前に防止する。 ⇒相談事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備し、最高管理責任者に報告したうえで基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィー</p>

	<p>ドバックする。</p> <p>⑦公的研究費の管理・執行に関わる全ての構成員（教職員およびその他関連する者）に対して、コンプライアンス教育を実施し、研究者倫理及び不正防止の意識向上を図る。</p>
--	--

研究費の適正な執行・管理活動

不正が発生しうる要因	具体的防止計画
<p>計画通りの研究費執行ができていない。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑦】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>随時、研究執行状況を確認し執行計画が遅れそうな研究者には是正の指導を行なうなど年間を通じたバランスある予算執行を奨励する。併せて、研究者へ年間数回の通知を実施する。</p>
<p>発注・納品確認等が不徹底なときがあった場合。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑦】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>① 研究費執行ガイドブックに詳細制定発注確認(承認)は学術研究支援部(他キャンパスは各担当部署)で行っている。 納品・検収確認は検収拠点で専従職員が行う。 ⇒特殊な役務(データベース・プログラム等開発、機器の保守・点検等)に関する検収について、成果物完了報告書等により検収や事後チェックを徹底する。</p> <p>②納入業者(指定業者)への指導等を実施する。 ⇒研究者と業者との癒着防止対策として、本学が取引業者として登録している業者から、不正に関与しない、内部監査等の調査への協力を盛り込んだ誓約書の提出を求める。</p> <p>③事務処理連携 東大阪キャンパスにおいては、理系検収拠点と事務局のリアルタイム情報共有体制を構築している。</p>

<p>謝金に係る出勤状況の把握が完全になされていない場合、謝金単価が曖昧な場合。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑦】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>研究費執行ガイドブックに詳細制定 アルバイト雇用をする際には必ず学術研究支援部(他キャンパスは各担当部署)に連絡→事前確認(事務局面談)を受け、雇入通知書を発行してから従事させる。 謝金単価も制定されている。それ以上の謝金が必要と考えられる特殊な場合は、事前にヒアリングを実施し、その根拠を確認。 勤務実態や支払状況について学術研究支援部から被雇用者に対して不定期に確認実施。 出勤表に勤務時間等を自筆で記入させることにより厳格なチェックを行う。</p>
<p>出張の事実確認ができなかった場合。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑦】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>研究費執行ガイドブックに詳細制定 出張許可願の提出。 出張に係る根拠資料の提出等(学会案内文など)により、その用務に係る出張期間の妥当性を確認。 航空機を使った場合は半券等の提出。 帰校後は速やかに報告書の提出等を徹底。 本人ヒアリングの他、場合により用務先・宿泊先等へ照会。</p>

情報の伝達を確保する体制の確立

不正が発生しうる要因	具体的防止計画
<p>不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑨】</p>	<p>【実施済】</p> <p>公益通報に関する受付・相談窓口を設置(監査室法人倫理推進課) 《学校法人近畿大学公益通報等に関する規程》第11条及び《研究活動上の不正行為等への取扱規程》第13条により、情報提供者には不利益を受けないよう配慮。</p>
<p>行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。</p> <p>【不正防止対策の基本方針 2-(1)-②】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-④】 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑪】</p>	<p>【継続実施】</p> <p>①研究者、担当事務職員及び学生等を対象とした説明会・研修会等を年複数回以上実施し行動規範や使用ルールに対する的確な情報発信と啓発活動を行う。 本学ホームページ内の研究費に関するコンテンツにて、使用ルールに対する解説を掲載する。</p>

	②近畿大学における競争的研究費等の取扱に関する規程第5条に規定するコンプライアンス委員会を推進役に、研究者の行動規範や倫理面をふまえた、さらなる啓発活動を実施する。
--	--

モニタリングの在り方

不正が発生しうる要因	具体的防止計画
経年によりルールと実情に差が出てくる。 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-②】	【継続実施】 研究者、担当事務職員に対してのヒアリング・意見交換を通じ、実態を把握し毎年研究費執行ガイドブックの見直し、改訂を行う。
監査体制の整備が不備な場合 【不正防止対策の基本方針 2-(2)-⑩】	【継続実施】 ①監査室による定期的な監査の他、リスクアプローチも考慮して積極的に研究現場での実地監査も行う。 ②納入業者(指定業者)のヒアリング及び原簿検査も視野に入れた対応を実施する。